

著作権・契約書 Q&A 7



第7回：著作権法改正はじまる

弁護士 ニューヨーク州弁護士
福井健策

質問：著作権法が変わるといふことを聞きましてどう変わるのでしょうか。

大上段なタイトルになりましたが、実際は著作権法はこれまで毎年のように改正されて来ている。ただ、現在は少々大がかりな改正が検討されていて、これに文化芸術やメディア関係団体も多数参加してさながら議論百出といった状況です。検討の中心にいるのは、文化庁著作権課と、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会というところで、先ごろNHK副会長に就任された永井多恵子さんも委員ですね。昨年関係団体に意見照会された際には劇作家協会にはなぜか協会が来なかったため、協会としてはこれまで何も意見表明はしていないのですが、言うまでもなく実際の法案成立までは国民は等しく自由に改正について意見を述べることが出来ます。これまで議論の壇上に上ったポイントを全て網羅することはとても出来ませんから、ここでは劇作家に直接関連の深そうな問題を何点かピックアップしてご紹介しよう。

1. 著作権の保護期間延長

著作権の保護期間が原則著作者の死後50

年であることはすでにご紹介しましたが今年それを死後70年に延長することが検討されています。著作権の保護期間が延長されればパブリックドメインといつて作品は誰でも自由に利用出来ますので、今回の改正はその期限を更に20年伸ばそうという話です。これには賛成意見と反対意見があり、賛成意見は言うまでもなく主に権利者側から出ています。ユーザーを含め作品を利用する側は、おそろく反対の方が多いのではないかと。

劇作家は著作権者ですから、保護期間が伸びて権利が長く保護されることは歓迎の方も多岐にわたります。ただ、事はそう単純ではなく、作家は既存の古い作品を題材にして新しい作品を生み出すことも多いので、その意味では利用者でもある訳です。ですから作家にとっても、生前にはむしろ創作上の制約の強まる話と言えます。死後の保護がいくら50年から70年に伸びても、生きている間におもしろい作品が作りつらくなるのだったら、本末転倒かもしれません。

例えば、現行法では死後50年保護ですが1954年末までに死去した著作者の作品は日本では原則として誰でも自由に転載・上演・翻案など利用できます。ただし、著作者人格権と古い旧連合国の作品は別途考慮。そして、今後も1年経つことにごうしたパブリックドメインの作家は増えて行く予定でした。しかし、保護期間が死後70年に延長されると、1955年に死去した方の著作権は今後20年位は保護が続くことになり、利用するならば遺族の方(現行法では相続人

国の文化芸術にとっても非常に大切な(それだけに難しい)問題だろうと思います。

2. 非営利目的の上演・演奏・上映

これは正確には改正論議の壇上には上がっていない問題です。劇作家の方々にすらあまり知られていないようですが、現行法上、①非営利目的で、かつ②入場料など対価無料でおこなわれる場合、著作権者の許可なく戯曲の上演・演奏・上映・口述をおこなうことになっていきます。ですから、非営利・無料の公演ならば劇作家の許可なく戯曲を上演しても構わないのです(著作権法第38条1項)。ただし、③出演者・演出家・指揮者といった「美演家」に報酬が払われる場合には、原則に戻って著作権者(劇作家)の許可が必要となります。

この点では現在なぜ高校演劇などでは劇作家の上演許可を取るようにしているのだと思われるかもしれませんが、正確な理由は存じ上げませんが、高校演劇などでは上演時間の制約がある関係上、既存の戯曲を大幅にカットして上演するケースが少なくないといわれております。これは上演であると同時に、既存の戯曲の改変ですね。ところがこうした改変については翻案でもあるし、また著作者人格権の関係からも、別途劇作家の許可が必要なのです。そのため、こうしたカットや改変を伴う上演をしたいならば、結論としては劇作家の許可は必要です。

さて、著作権法改正に話を戻せば、この非

営利目的の上演・演奏・上映については関係団体の一つから「撤廃」を求める意見も出されました。しかし今のところは、審議会での検討課題には選ばれていないようです。ですから現行規定が維持される可能性が強いでしょう。

現行法に問題点があるとすれば、「非営利」というものの幅の広さでしょう。著作権法では「学校教育目的」とか「福祉目的」での著作物の利用については色々な場面で、著作権者の許可がいらぬという例外的取り扱いも多いのです。これは、理解できます。しかし、「非営利」というのはもつと価値中立的で広いですね。例えば、宗教目的・政治目的・娯楽目的でも、営利を追求さえしていなければおしなべて「非営利目的」にはなるでしょう。後は、入場料さえとらなければ、劇作家が幾ら上演に反対していても上演は自由です。アマチュア劇団での上演然り。上演料の支払いも必要ありません。これは少々著作権者に酷かもしれませんね。

せめて目的を「学校教育目的・福祉目的・非営利の研究目的」にでも限定するか、聴衆の規模などを限定できればかなり著作権者の権利も守られるでしょうが、上記の通り現在は改正論議の壇上には上がっていません。

3. 私的複製の見直し

他人の著作物でも、私的使用を目的にする場合の複製は自由です(著作権法第30条1項)。現行著作権法が出来た時にはこの

全員)の許可が必要なのです(それ以前に著作権の保護が切れた方の権利まで復活するという改正にはおそろくならないでしょう)。その意味で、保護期間の延長は新たな文化の創作にも密接に影響する問題です。日本に先行してEUとアメリカではすでに保護期間が延びているのですが、こうした理由もあって、アメリカでは改正に反対する市民運動や違憲訴訟まで発展しました。(連邦最高裁は議論の末、7対2の評決で20年間の保護延長を合憲と認めています。)

こうした文化創造上の問題点のほか、保護期間延長には利益についての議論がついて回ります。相互主義というルールがあって、本國でつまり日本で(死後50年の保護しか与えていないなら、日本の作品についてはEUやアメリカでも死後70年ではなく50年までしか保護されないことになるのです。つまり、日本が保護期間を延ばさない場合、欧米作品の日本での保護が短いまの代わりに、日本作品の欧米での保護も短いまという訳です。こうした懸念があって、映画はすでに公表後50年後だった保護が平成16年1月から公表後70年に延長されています。

ただ、利益というなら、(映画以外の)古い日本の作品が欧米で守られることのメリットと、古い欧米の作品を日本で自由に利用できることのメリットを比較検討しなければいけないはず。利益を言う以上は、そうした収支計算がされていなければおかしいでしょう。

このように、保護期間の延長は今後の我が

「私的複製」で出来ることは大変更されています。例として文学作品をノートに書き写すとか、カセットテープにラジオ放送を録音することとか。しかしその後、ビデオデッキ、MDやCD-Rといったデジタル録音、DVD-Rやハードディスクなどのデジタル録画が登場し、ネットワーク特にP2(P2バンド)の普及が進み、私的複製でできることは拡大を続けて来ました。その結果、著作物を無償で自由に楽しむユーザーが増えて、遂にはレコード産業の売上低下の主因とも言われるようになりました。

そこで現在、著作者の正当な利益を害しない範囲での認められる利用の明確化などが議論されています。

4. 「利用権」についての制度整備

現行法上、公演製作者は通常著作者とは認められません。そこで製作者としては、劇作家との間で戯曲の独占的上演契約などを結んで、独占的利用権(ライセンス)を通じて権利を確保することが考えられます。ところが、この利用権はあくまでも作家との間の契約ですから、たとえば無断で作品を上演している第三者がいても、製作者などの利用権者は直接には何の権利主張もできないのが原則です。

そこで、こうした利用権者が第三者に対して権利主張できるように、その権利を強化したり登録できるように改正が検討されています。(以上)